

# 大椎台防災会規約

## (目的)

第1条 本会は、災害対策基本法および千葉市地域防災計画にのっとり、大椎台自治会との緊密な連携のもとに、地区住民の隣保共同ならびに相互扶助精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災その他(以下、「地震等」という)による被害の軽減を図ることを目的とした啓蒙活動を主体とする。

## (名称)

第2条 本会の名称は大椎台防災会という。

## (事務所)

第3条 本会の事務所(本部)は下記住所に所在の大椎台自治会館に置く。  
千葉市緑区大椎町 1199-262

## (事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 防災知識の普及に関すること。
- ② 防災訓練に関すること。
- ③ 地震等の災害発生時における情報の収集・伝達・初期消火、救出、救護、避難誘導、給水給食等の応急対策に関すること
- ④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること。
- ⑤ その他、本組織の目的を達するために必要な事項に関すること。

## (会員)

第5条 本会は、大椎台自治会規約第3条で規定する区域内にある世帯(および事業所等)をもって構成する。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |       |      |
|-------|------|
| ① 会 長 | 1名   |
| ② 副会長 | 2名   |
| ③ 部 長 | 各部の長 |
| ④ 班 長 | 各班の長 |
| ⑤ 会 計 | 2名   |
| ⑥ 監 事 | 2名   |

2. 役員は会員の中から選出する。

3. 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

4. 副会長の一名は自治会会長が兼務する

5. 会計、監事は自治会会計・幹事が兼務する。

#### (役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、平常時および災害発生時における諸活動の指示、統括を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
3. 部長は、会長の指示を受け、部門の事業計画の立案および活動の推進にあたりとともに部員を指揮して平常時、災害発生時の活動を実施する。
4. 班長は、会長の指示を受け、平常時および災害発生時における班内の諸活動の指示、統括を行う。
5. 会計は、本組織の予算編成機能の中心となり、収支決算を行い、金銭の出納・保管を行う。

#### (会議)

第8条 本組織に、総会と役員会を置く。

#### (総会)

第9条 総会は全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は次の事項を審議する。
  - ① 規約改正に関する事。
  - ② 区域の防災計画の作成および改正に関する事。
  - ③ 役員を選出に関する事。
  - ④ 事業計画に関する事。
  - ⑤ 予算および決算に関する事。
  - ⑥ その他、総会が必要と認めた事。

#### (役員会)

第10条 役員会は第6条に定める役員のうち、監事を除く役員をもって構成する。

2. 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
  - ① 総会に提出すべき事項。
  - ② 総会により委任された事項。
  - ③ その他、役員会が特に必要と認めた事。

#### (部の設置)

第11条 本会は第4条の事項を遂行するため、次の部門を置く。

- ① 本部
  - ② 情報広報部
  - ③ 防火部
  - ④ 救出救護部
  - ⑤ 避難誘導部
  - ⑥ 物資調達部
2. 部員は会員の中から選任する。
  3. 各部に副部長、あるいは世話役をおくことができる。

(班の設置)

第12条 本会は第4条の事項をきめ細かく遂行するため、地区を複数の班に分ける。

2. 各班毎に会員の中から班長を選出する。
3. 各班に副班長をおくことができる。

(地区の防災計画)

第13条 本会は被害の防止および軽減を図るために、地区の防災計画を作成する。

2. 地区の防災計画は、次の事項について定める。
  - ① 地震等の発生時における本組織の編成および任務分担に関すること。
  - ② 防災知識の普及に関すること。
  - ③ 防災訓練の実施に関すること。
  - ④ 地震等の発生時における応急活動に関すること。
  - ⑤ 防災資機材等の備蓄および管理に関すること。
  - ⑥ 各家庭の備えに関すること。
  - ⑦ その他必要な事項。

(会費)

第14条 本会の会費は総会の議決を経て、別に定める。

(経費)

第15条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもって当てる。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第17条 会計監査は毎年1回、監事が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる  
監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付則)

この規約は2000年4月16日から実施する。

この規約は2011年4月16日から実施する。

この規約は2013年4月1日から実施する。